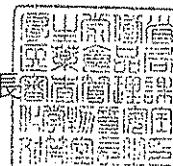




薬食化発第 0602001 号
平成 21 年 6 月 2 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室



毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について

標記については、平成 15 年 4 月 4 日付け医薬化発第 0404001 号の記の 2 に基づき種々御高配を賜っているところであるが、先般、平成 21 年 5 月 23 日に新潟県内の劇物製造事業所において劇物たる塩素の漏洩事故が発生し、新潟市が近隣住民に避難を要請した。本事故についての詳細は現在調査中であるものの、設備の老朽化に起因する製造設備の使用中における破損が原因として考えられている。

また、平成 21 年 4 月 15 日には、愛媛県内の劇物製造事業所における塩素の漏洩により、近隣住民 4 名を含む 32 名が医療機関を受診した事故が発生している。本事故については、運転員による設備の誤操作が原因であり、作業手順書の記載が不十分であったこと及び運転員以外の者による作業手順の確認が行われていなかったことが当該事業所により報告されている。

については、同種の漏洩事故の再発を防止するため、別紙の団体に別添のとおり要請したので、貴職におかれてもその趣旨を御理解の上、引き続き指導の徹底を図られたい。



別紙

社団法人日本化学工業協会会長
石油化学工業協会会長
化成品工業協会会長
農薬工業会会长
日本製薬団体連合会会长
社団法人日本プラントメンテナンス協会会長



薬食化発第 0602003 号
平成 21 年 6 月 2 日

財団法人日本化学工業協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課

化学物質安全対策室



毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく毒物及び劇物の適正な使用及び管理につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物取締法においては、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としており、同法に基づく毒物劇物の適正な管理を都道府県等の自治体を通じて指導しているところです。

しかしながら先般、平成 21 年 5 月 23 日に新潟県内の劇物製造事業所において劇物たる塩素の漏洩事故が発生し、新潟市が近隣住民に避難を要請しました。本事故についての詳細は現在調査中であるものの、設備の老朽化に起因する製造設備の使用中における破損が原因として考えられています。

また、平成 21 年 4 月 15 日には、愛媛県内の劇物製造事業所における塩素の漏洩により、近隣住民 4 名を含む 32 名が医療機関を受診した事故が発生しています。本事故については、運転員による設備の誤操作が原因であり、作業手順書の記載が不十分であったこと及び運転員以外の者による作業手順の確認が行われていなかったことが当該事業所により報告されています。

毒物及び劇物取締法においては、毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上取り扱う事業者に対して、毒物又は劇物がその製造所等の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならないことを規定しているところ、上記のような劇物たる塩素の大規模な漏洩事故が相次いで発生したことは誠に遺憾です。

つきましては、同種の漏洩事故の再発を防止するため、下記の事項を傘下事

業者に要請して頂きますよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 毒物若しくは劇物の製造設備若しくは貯蔵設備、又は毒物若しくは劇物を使用する設備について、日常点検、定期検査等を含めた自己点検の実施を徹底すること。
- 2 前記の検査等の実施にあたっては、昭和 60 年 4 月 5 日付け薬安第 73 号の別添に示されている基準（別添 1）を遵守すること。なお、本基準は毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準であるが、毒物若しくは劇物の製造設備又は毒物若しくは劇物を使用する設備についても本基準に示す検査等を準用されたいこと。
- 3 毒物劇物に関わるすべての作業手順を点検し、保健衛生上の危害を生じる可能性のある人為的ミス、機器の故障等を特定し、それを防止するための措置を講じるとともに、可能な限り、人為的ミス、装置の故障等が発生したとしても毒物劇物流出等の事故につながらないような措置を講じること。
- 4 昭和 50 年 11 月 6 日付け薬安発第 80 号・薬監第 134 号に示す毒物劇物危害防止規定が作成されていることを確認するとともに、その内容が適切であるか点検を行うこと。なお、毒物劇物危害防止規定については別添 2 のとおりモデルが示されているので参考とされたいこと。

参考 1:新潟県で発生した劇物製造事業所における塩素漏洩事故について(概要)

1 発生日時 平成 21 年 5 月 23 日

2 発生場所 新潟県新潟市

3 発生状況

液体塩素の製造タンクと圧力計をつなぐ配管に穴があき、塩素ガスがタンク外に漏洩したもの。

4 被害状況等

新潟市が近隣住民 294 世帯に避難を要請した。被害者はなし。

参考 2:愛媛県で発生した劇物製造事業所における塩素漏洩事故について(概要)

1 発生日時 平成 21 年 4 月 15 日

2 発生場所 愛媛県新居浜市

3 発生状況

バルブの誤操作により、過剰の塩素ガスが塩素除害塔に流入し、除害しきれなかった塩素ガスが漏洩したもの。

4 被害状況等

近隣住民 4 人を含む 32 人が医療機関を受診した。いずれも軽傷。

○毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その1(固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準)、その2(固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準)、その3(固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準)の運用等について

(昭和 60 年 4 月 5 日)

(薬安第 73 号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全課長通知)

標記基準の一部改正については、昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 377 号をもって通知したところであるが、同通知の施行に伴い昭和 52 年 10 月 20 日薬安第 66 号通知の「第 6 検査等について」の 1、2 及び 3 を削除し、4 を 1、5 を 2 とするものとする。

なお、本基準については、施行以来、中央薬事審議会の運搬貯蔵等基準調査会において基準の運用、解釈等につき検討を行ってきたが、今般別添のとおりとりまとめたので、関係業者に対する監視指導の参考に資されたい。

基準の概要 (抄)

9. 検査等

検査について、その方法、頻度等を示し、異常が発見された場合の修理等に当たっての必要事項を示したものである。本項は日常点検を除き、各基準に共通する内容となっている。

(1) 日常点検

タンク、配管、バルブ及びポンプ設備は漏えい、腐食、き裂等の異常を早期に発見するため、原則として1日に1回以上異常の有無を点検する。

なお、地下タンク貯蔵所のタンク室内には原則として人が立入らないことから、地下タンク貯蔵所にあっては地下タンク室に設けられた漏えい等を覚知するための装置などによる漏えい点検に代えて差し支えない。

(2) 定期検査

原則として、1年に1回以上点検表（別添附表を参考として、各貯蔵所の実態に即して制定すること。）に基づいて、異常の有無を検査し、その結果を記録として3年間保存する。

また、地震の発生した場合は、地震の規模に応じ、直ちに、定期検査に準じた検査を行う。

なお、常時作動することのない流出時安全施設等については、適切な頻度で当該施設が正しく機能することを検査し、その結果を記録として保存する。

(3) 沈下状況の測定

タンクのうち、液体の毒劇物を貯蔵する屋外に設置された盛土上の平底円筒形タンクについては、少なくとも年1回タンクの外側から原則として水準儀その他の計測器を用いてその沈下状況を測定しなければならない。

（沈下の測定法）

タンクの基礎の下方から一定の高さに円周に沿って、ほぼ10m毎に測定点を設け、その高さを水準儀を用いて測量し、沈下状況を検査する。

(4) 精密検査

下記のタンクについては、内部開放検査等の精密検査を行う必要がある。

イ　日常点検、定期検査により著しい腐食、き裂など重大な異常が認められたタンク。

ロ　(3)における沈下状況の結果、タンクの直径に対する不等沈下の数値の割合が容量1,000kl以上のものについては1/100以上、1,000kl未満のものについては1/50以上生じたタンク。

ハ　内容量が毒物にあっては1,000kl以上、劇物にあっては10,000kl以上の液体を貯蔵する屋外タンクで、前回精密検査の日から10年を経過したタンク。

(検査の方法等)

① 内部開放検査等

ア) 平底円筒形タンク

内部を開放して、目視又は非破壊検査により、タンク底部の厚み及び底部の形状、側板付近のタンク底部と基礎との接触状況、側板とアニュラープレートとの隅肉溶接部及び底板の局部沈下部分の状況等について検査を行う。

イ) 横置円筒形タンク

内部を開放して、胴、鏡板及び溶接部について検査を行う。また、必要に応じて非破壊検査を実施し、肉厚をはじめとする劣化部分の検査を行う。

② 耐圧・気密試験等

上記①の検査終了後、平底円筒形タンクにあっては水張り検査を、横置円筒形タンクにあっては、気密試験（溶接補修を実施した場合には、気密試験に先立ち耐圧試験を行う。）を実施し、変形、漏えい等の異常の有無を検査する。

(5) ホース等の点検

送り出し、又は受け入れに使用するホース（フレキシブルチューブを含む。）及びその接続用具は、その日の使用を開始する前に点検しなければならない。

(6) ライニング検査

ライニングを施したタンク等のうち、ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒劇物を貯蔵するものにあっては、少なくとも2年に1回ライニング検査を行う必要がある。

検査箇所はタンク本体、ライニング全部、通気管、主配管及びその他付属配管（タンク出口よりバルブまで）とし、ライニングの異常（割れ、剥離、変形等）を調べ、必要がある場合は内部開放検査を行う。

(7) 安全弁検査

安全弁は少なくとも年に1回、特に腐食性のあるものの場合は6カ月に1回検査を行う必要がある。

① 安全弁検査

ア) 作動検査及び漏えい検査は、少なくとも年に1回実施する。

a 作動検査

弁体が弁座あるいは弁棒に鋲、焼き付き等により固着することなく円滑に作動することを確認するための検査であって普通空気又は不活性ガスを用いて行う。

b 漏えい検査

弁座、摺合せ面からの漏れの検査であって普通空気又は不活性ガスを用いて行う。

イ) 検査で異常を認めたときは、可及的速やかに修理を行うこと。なお、腐食性ガスに係る安全弁は、一度作動した後は、当該ガスに腐食されて作動不良となるおそれがあるので、このような場合は速やかに交換する。

② 破壊板（破裂板）検査

ア) 分解検査は、少なくとも年に1回実施する。

a 分解検査

分解した後、破壊板については、表面のきずの有無、腐食状況、異物の付着及び変形の状態等を検査する。

ホルダーについては、腐食状況、シート面のきずの有無、変形の状態、異物の付着、管路の閉塞及び締付けねじの状況等を検査する。

イ) 破壊板と安全弁、又は破壊板と破壊板を直列に使用している場合であつて、両者の間に毒劇物の漏えいが疑われるときは、タンクに近接した側の破壊板の漏えい検査を実施する。

a 漏えい検査

破壊板を安全弁の入口側に設置する場合及び破壊板と破壊板を直列に設置する場合は、中間に適当な逃し管等を設けて漏えいを検出する。

ウ) 検査に異常を認めたときは、可及的速やかに交換する。

(8) 修 理

異常が発見された場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

修理の際は、予め、作業計画及び当該作業の責任者を定めて、この作業計画に従って、責任者の監督の下に行う。また、修理が完了したときは、その修復状態を確認した後に使用を開始する必要がある。

付表

タンク貯蔵所点検表

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
タンクの不等沈下	不等沈下の有無	※注1 レベル等による沈下測定	※注2	
基礎	走り、法面及びコンクリートリングの損傷の有無	目視		
	水抜管の目つまりの有無	目視		
底板 (アニュラ板を含む)	漏洩の有無	目視		
	張出し部の変形、亀裂の有無	目視		
	張出し部のめり込み、浮き上がり、土砂堆積、滯水の有無	目視		
	張出し部の塗装状況及び腐食の有無	目視 (著しい腐食 が認められた箇所は、 計器による 肉厚測定)		
	固定ボルトの腐食、ゆるみ等の有無	目視及びハンマーテスト等による		
	漏洩の有無	目視		
水抜管等	腐食、変形、亀裂の有無	目視		
	取付け部廻り底板の腐食の有無	目視		
	ピットの破損、土砂堆積、滯水の有無	目視		
	水抜管とピットとの間隔の適否	目視		
	ドレン受け口の閉鎖状況	目視		

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
側板	側板	漏洩の有無	目視		
		変形、亀裂の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視 (著しい腐食が認められた箇所は、計器による肉厚測定)		
部	ノズル(水抜管を含む)、マンホール等	漏洩の有無	目視		
		変形、亀裂の有無	目視		
		取付けボルトの切損等の有無	目視		
屋根部	屋根板	塗装状況及び腐食の有無	目視 (著しい腐食が認められた箇所は、計器による肉厚測定)		
		変形、亀裂の有無	目視		
		水溜りの有無	目視		
根部	大気弁付通気管	弁の作動状況	手動 (ただし、外部から点検不能の場合は、取り外して行う)		
		管内障害物の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
安全弁		損傷、腐食の有無	目視		
		作動状況	取外しによる機能試験		

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
屋根部	検尺, サンプリング口, マンホール	変形, 亀裂, 隙間の有無 塗装状況及び腐食の有無 周囲汚損の有無	目視		
	計量装置	損傷の有無	目視		
		取付け部のゆるみ等の有無	目視		
測定関係		作動状況	目視		
温度計	指示状況	目視			
	損傷の有無	目視			
	取付け部のゆるみ等の有無	目視			
圧力計	液面上(下)限警報設備	指示状況	目視		
		損傷の有無	目視		
		作動状況	手動等による確認		
配管・バルブ等	配管(可撓部を含む)	漏洩の有無	目視		
		変形, 損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視 <small>(著しい腐食 が認められた箇所は, 計器による 肉厚測定)</small>		
	フランジ, バルブ等	地盤面との離隔状況	目視		
		漏洩の有無	目視		
		損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		バルブ開閉機能の適否	目視		

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
配管・バルブ等	法兰ジ、バルブ等	法兰ジボルトのゆるみ等の有無 目視 (ゆるみの有無について は、ハンマー等による)		
	注入口	閉鎖時の漏洩の有無 目視		
	架台	固定状況 目視		
		損傷の有無 目視		
	配管、ピット	塗装状況及び腐食の有無 目視		
		滯水、滯留物、土砂堆積の有無 目視		
		損傷の有無 目視		
エア一抜き装置	漏洩の有無 目視			
		塗装状況及び腐食の有無 目視		
	ポンプ	漏洩の有無 目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無 目視		
		塗装状況及び腐食の有無 目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無 目視及びハンマーテスト等による		
設備	囲い、集液溝床、ためます分離槽	損傷の有無 目視		
		滯水、滯留物、土砂堆積の有無 目視		
	建家及び附属設備	屋根、壁、開口部等の損傷の有無 目視		
		換気設備の作動状況 目視		
流出時安全施設	防液堤等	損傷、ひび割れの有無 目視		
		メジの脱落等の有無 目視		
		波打ち、傾斜の有無 目視 (著しい場合はレベル計等による)		

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容	
防液提等	防液提等	基礎部分の洗堀の有無	目視			
		堤内雑草その他の不必要な物件の存置の有無	目視			
流出時	水抜弁	閉鎖状況	目視			
		損傷の有無	目視			
		泥等のつまりの有無	目視			
		作動状況	手動			
		開閉状況確認装置の機能の適否	手動			
安全施設	排水溝、ためます等	損傷の有無	目視			
		滯水、滯留物、土砂堆積の有無	目視			
		流出毒劇物自動検知装置の機能の適否	目視			
設	タンク室及び附属設備	屋根、壁、開口部等の損傷の有無	目視			
		照明、換気設備の作動状況	目視			
除害装置	除害装置	損傷の有無	目視			
		機能の適否	作動確認			
電気設備		配線及び機器の損傷の有無	目視			
		機能の適否	目視			
		絶縁抵抗の適否	絶縁抵抗計による ただし、本質安全 防爆回路を除く			
標識、掲示板		取付け状況	目視			
		損傷及び汚損の有無	目視			
その他	タンク、配管の保温(冷)材	損傷、脱落の有無	目視			
		雨じまいの適否	目視			

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
その他	タンク、配管の保温(冷)材	被覆材の塗装状況及び腐食の有無	目視	
		被覆の損傷、脱落の有無	目視	
	タンク架台	固定ボルトの腐食、ゆるみ等の有無	目視 (ゆるみの有無について は、ハジマーテスト等 による)	
	防液堤の階段及び点検歩廊	損傷の有無	目視	
	漏洩覚知装置	損傷の有無	目視	
		機能の適否	作動確認	
	加熱装置	固定状況	目視	
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂堆積、 端子のゆるみ等の有無	目視	
		防食電位(電流)の適否	電位計による測定	
	水切装置	漏洩の有無	目視	
		機能の適否	作動確認	

- 注：1. タンクの不等沈下の測定は、4点以上、かつ、10m以下の等間隔で測定を行うこと。
 2. タンクの不等沈下の点検結果には、最大不等沈下量及び最大不等沈下率を記載すること。



毒物劇物危害防止規定のモデル

目次

第 1 章 総則	81/15
1. 1 目的	
1. 2 適用法令	
1. 3 定義	
1. 4 適用用範囲	
第 2 章 安全管理体制等	82/15
2. 1 毒物劇物の管理方針	
2. 2 毒物劇物の管理目標の設定	
2. 3 危害要因の特定とリスクの低減	
2. 4 毒物劇物の危害防止管理計画の作成	
2. 5 毒物劇物安全管理組織	
2. 6 事業者および管理者等の職務	
2. 7 毒物劇物危害防止管理計画の実施	
第 3 章 安全管理	86/15
3. 1 安全管理	
3. 2 設備の管理	
3. 3 立ち入り制限	
3. 4 盜難、流出および火災等の防止	
3. 5 飛散、流出防止	
3. 6 除外設備	
3. 7 火気使用の制限	
第 4 章 運転管理	88/15
4. 1 運転管理	
4. 2 毒物劇物製造所等の点検、検査	
4. 3 製造設備等の管理	
4. 4 廃棄基準	

第 5 章 物流	90/15
5. 1 運搬	
第 6 章 事故発生時の措置	91/15
6. 1 関係機関への届出	
6. 2 事故発生時の連絡等	
第 7 章 教育訓練	92/15
7. 1 教育訓練	
第 8 章 文書化と記録および保管	92/15
8. 1 文書化	
8. 2 記録および保管	
第 9 章 監査	93/15
9. 1 監査計画の立案と実施	
9. 2 監査結果の報告	
付則	93/15

毒物劇物危害防止規定のモデル

第1章 総則

1. 1 目的

この規定は、毒物及び劇物取締法（以下「毒物劇物法」という）に基づき、毒物および劇物（以下「毒物劇物」という）製造所等における毒物劇物の管理とその責任体制を明確にし、もって毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとして、毒物劇物の製造所、業務上取扱事業所における安全管理に関する基準を作成し、周知させる。毒物劇物の製造、取り扱いに関わる安全の確保を図る目的を達成するため、事業者は経営方針に基づいて、毒物劇物の製造所、業務上取扱所としての安全管理方針を明確にし、管理計画等を定め、これを実行する。実施状況を評価し、不適合事項の改善を図ることにより、自主的危険防止活動を促進して、危害を未然に防止し、安全および保健衛生の管理レベルの向上を図る。

1. 2 適用法令

該当法規類は、毒物劇物法（法律）、毒物劇物法施行令（政令）、毒物劇物指定令（政令）および毒物劇物法施行規則（省令）等の法令ならびに規定について（通知）および取扱責任者の業務について（通知）等である。

1. 3 定義

この規定において使用する用語の定義を設け、毒物劇物法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「会社」とは、○○会社をいう。
- (2) 「事業所」とは、「毒物劇物製造所等を有する○○会社○○事業所」をいう。
- (3) 「事業者」とは当該事業所の責任者（社長あるいは事業所長を想定する）をいう。
- (4) 「法」とは、毒物劇物法をいう。
- (5) 「法令」とは、毒物劇物法および、それら法律の政令、省令、通知をいう。
- (6) 「毒物劇物製造所等」とは、法令に示す毒物劇物の製造所、貯蔵所、出荷施設、消費施設、試験室および研究室等をいう。
- (7) 「毒物劇物取扱責任者」とは、法第7条で規定された毒物劇物取扱責任者で、製造所にあっては、都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者に

あつては、その店舗の所在する都道府県知事届けた者。変更した場合も同様とする。

- (8) 「特定毒物研究者」とは、法第6条で規定され毒物を研究のため取り扱う者で、都道府県知事の許可を受けた者。変更した場合も同様とする。
- (9) 「総括管理者」とは、事業所における毒物劇物の取り扱いについて総括的な管理監督を行うものをいう。
- (10) 「毒物劇物取扱安全管理者等」とは、毒物劇物の危害防止のため事業者が自主的に選任した管理者で、法で定められた毒物劇物取扱責任者を業務上管理する管理者をいう。
- (11) 「緊急事態」とは、引火、火災、爆発および、毒物劇物等化学物質の漏洩流出および自然災害（地震、雷、津波、高潮、台風、洪水、大量の降雨・降雪等）等の発生により事故の発生するおそれがある状態をいう。
- (12) 「危害」とは、事故や災害の発生などにより生命や身体などを損なうような危険ことをいう。
- (13) 「事故」とは、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、または地下にしみ込んだ場合において、不特定または多数のものについて保健衛生上の危害が生ずる恐れがある状態、および引火、火災、爆発が発生した状態をいう。
- (14) 「PDCAサイクル」とは、Plan、Do、Check、Actを言い、JIS Q 2001に定められたリスクマネジメントの方法を指す。

1. 4 適用範囲

この規定の適用範囲は、法令に示す毒物劇物を取り扱う〇〇事業所および取り扱う者に適用する。

1. 5 遵守義務

- (1) 事業所で毒物劇物を取り扱う者は、本規定に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) この規定に定める事項は、事業者が、毒物劇物を取り扱う者に対して教育訓練を繰り返し実施し、周知徹底を図らなければならない。

第2章 安全管理体制等

2. 1 毒物劇物の管理方針

- (1) 事業者は、経営方針に基づいて安全衛生方針を表明し、毒物劇物を取り扱う者に周

知させるとともに、危害防止に関する管理計画（以下「毒物劇物危害防止管理計画」という）を策定し、実行し、評価して次年の計画に反映させなければならない。

- (2) 毒物劇物使用においては、当該物質の特性を理解し毒物劇物に係わる事故を未然に防止努めるとともに、環境を悪化させることが無いようにしなければならない。
- (3) 関係法令の遵守は勿論、危害防止のため、危害防止の目的を設定し、設備や取り扱い方法などの改善や、管理体制を充実強化し管理レベルの向上を図るとともに、毒物劇物取扱を取り扱う者に対する教育訓練を徹底して、危害防止の啓発に努めなければならない。

2. 2 毒物劇物の管理目標の設定

事業者は、安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、毒物劇物の管理目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、当該目標は、毒物劇物を取り扱う者に周知するものとする。

2. 3 危害要因の特定とリスクの低減

- (1) 事業者は、事業所における毒物劇物の毒性、有害性（以下「危害要因」という）を特定する手順（GHS (Globally Harmonized System) 等を参照）を定めるとともに、この手順に基づき、危害要因を特定するものとする。
- (2) 事業者は、危害を防止するため、有害要因および事業所における毒物劇物設備や作業の危険性等を勘案し、リスク評価（化学製品製造業のチェックリスト（本研究）等を参照）を行い必要なリスクの低減策を定める。
- (3) 事業者は、法令、および事業所の基準等に基づき、実施すべき事項を決定する手順を定める。

2. 4 毒物劇物の危害防止管理計画の作成

事業者は、安全衛生目標を達成するため、前項の結果等を踏まえて、年間の毒物劇物危害防止管理計画を作成するものとする。

2. 5 毒物劇物安全管理組織

事業所の毒物劇物危害防止管理計画の確実な実行と円滑な運用を図るために、管理体制を整備し、管理組織の役割と責任を明確にする。

- (1) 事業者は、組織が円滑に運用が図れるように事業所の実態に即して管理組織を定める。その組織の例を「○○事業所毒物劇物安全管理組織図」（図1）に示した。

- (2) 法で定められた毒物劇物取扱責任者は、都道府県知事を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。また、法で定められた特定毒物研究者については、都道府県知事の許可を受けなければならない。なお、毒物劇物取扱責任者および特定毒物研究者を変更した場合も同様とする。
- (3) 事業者が自主的に選任した毒物劇物安全管理者についても管理組織に明確に位置付けることが望ましい。
- (4) 事業者は、毒物劇物安全管理組織の会合を定期的に開催して、毒物劇物危害防止管理計画の実施状況を把握し、円滑な運用と計画達成のための諸問題事項の解決を図る。また、緊急事態が発生した場合や計画外の事象が発生した場合の対応を図る。

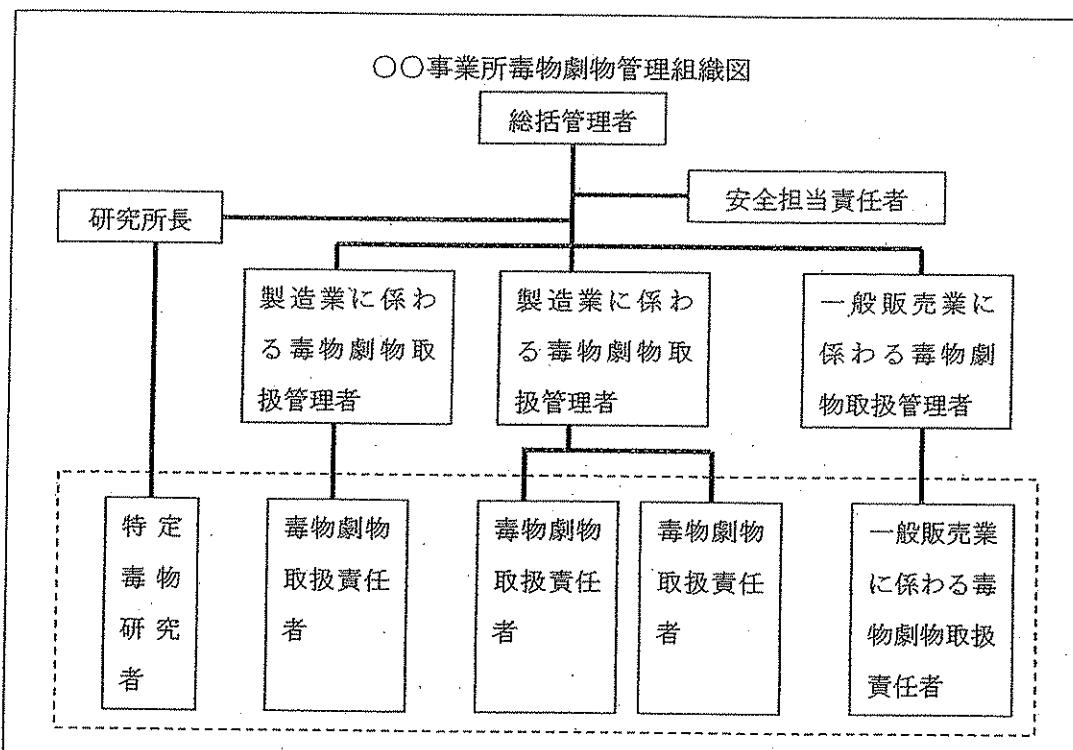


図1 ○○事業所毒物劇物安全管理組織の例

(破線枠内は法で定められた者)

2. 6 事業者及び管理者等の職務

(1) 事業者の職務

事業者の職務は次のとおりとする。

- 毒物劇物安全管理組織を定める。
- 事業所を統括管理するため、統括管理者およびその代理者を選任する。
- 法で定められた毒物劇物取扱責任者及び特定毒物研究者を選任し、〇〇県知事届

け出て、所定の手続きを行う。

- エ. 業務遂行を円滑に行うため、必要に応じ毒物劇物取扱責任者を管理する毒物劇物取扱責任者を選任する。
- オ. 毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、安全管理方針を明確にし、危害防止の PDCA サイクルを構築させる。又その実施状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 管理者等の職務

管理者等の職務は次のとおりとする。

ア. 総括管理者およびその代理者

事業所における毒物劇物の取扱についての総括的な管理監督を行う。また代理者は総括管理者不在時に、その職務を代行する。

イ. 製造業に係る毒物劇物取扱管理者

製造業に係る毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物を直接に取り扱う製造所毎に、専任された毒物劇物取扱責任者の業務を管理し、法令で定められた業務や社内規定で定められた業務遂行状況等を管理する。

ウ. 一般販売業に係る毒物劇物取扱管理者

一般販売業に係る毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物の販売に関わる出荷や物流業務に携わる専任された毒物劇物取扱責任者の業務を管理し、法令で定められた業務や社内規定で定められた業務遂行状況等を管理する。

(3) 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物取扱責任者は、所管する職場の、毒物または劇物による保健衛生上の危害防止にあたり、次の項目に掲げる業務を行う。

ア. 製造施設等について、設備に関する法令の基準の遵守状況の点検および管理

イ. 法令の基準の遵守状況の点検および管理

ウ. 取扱いに関する法令の基準の遵守状況の点検および管理

エ. 運搬に関する法令の基準の遵守状況の点検および管理

オ. 廃棄に関する法令の基準の遵守状況の点検および管理

カ. 毒物または劇物が盜難または紛失防止に必要な措置を講じる。

キ. 事故発生時の措置等

- ・事故の拡大防止のための応急措置

- ・関係機関および周辺事業所等への連絡

- ・応急措置に必要な資機材等の配置、点検、管理

- ・事故の原因調査および再発防止のための措置

- ク. 取扱いおよび事故発生時の応急措置に関する従業員の教育訓練の実施
- ケ. 販売若しくは譲渡に係る業務日誌の作成

コ. その他保健衛生上の危害防止に関する事項

(4) 特定毒物研究者

所管する職場の、毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止にあたり、次の項目に掲げる業務を行う。また、特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。

ア. 取り扱い施設等について、法令の基準の遵守状況の点検および管理

イ. 表示に関する法令の基準の遵守状況の点検および管理

ウ. 取扱いに関する法令の基準の遵守状況の点検および管理

エ. 廃棄に関する法令の基準の遵守状況の点検および管理

オ. 毒物または劇物が盜難または紛失防止に必要な措置を講じる

カ. 事故発生時の措置等

・事故の拡大防止のための応急措置

・関係機関および周辺事業所等への連絡体制

・応急措置に必要な資機材等の配置、点検、管理

・事故の原因調査および再発防止のための措置

キ. 取扱いおよび事故発生時の応急措置に関する従業員の教育訓練の実施

ク. 使用実績または譲渡に係る業務日誌の作成

ケ. その他保健衛生上の危害防止に関する事項

2. 7 毒物劇物危害防止管理計画の実施

- (1) 事業者は、毒物劇物危害防止管理計画遂行の PDCA サイクルを定めることにより適切かつ継続的に実施する。
- (2) 事業者は、毒物劇物危害防止管理計画を毒物劇物の取り扱い者に周知徹底させるとともに PDCA サイクルを確立する。

第 3 章 安全管理

3. 1 安全管理

この規定に定める管理者等は、それぞれの職務に従い、危害防止に関する基準類の整備を行い、関係者に徹底させ、危害の防止に努めなければならない。事業所の毒物劇物

危害防止の PDCA サイクルを確立し、安全管理レベルの向上を図る。取り扱う毒物劇物については化学物質安全性データシート (MSDS) を整備し、定期的に毒物劇物の取扱者に教育し、徹底しなければならない。

教育が不十分の為に事故が発生している事が多いため、教育の修得度を確認し、不十分ならば再教育を行い、教育の徹底を図る。

3. 2 設備の管理

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に当該施設毎に設備の構造や、取り扱い、および保守点検などの必要事項を定めた設備基準を作成し、設備を取り扱う者に教育し、周知させなければならない。

(1) 設備基準

- ア. 使用する材料は、腐食、摩耗等により毒物劇物が漏洩しないような材質、強度を有するとともに、毒物劇物が施設外に飛散、漏れ、しみ出し、流れ出、または地下にしみ込む恐れのない構造とすること
- イ. 毒物劇物を含有する粉塵、ガス、排水の処理のための資機材を備えること

(2) 貯蔵設備等の基準

- ア. 毒物または劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること
- イ. 毒物または劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物または劇物が飛散し、漏れ、またはしみ出るおそれのないものであること
- ウ. 毒物または劇物を貯蔵する設備は、毒物または劇物が飛散し、地下にしみ込み、または流れ出るおそれがないものであること
- エ. 毒物または劇物を貯蔵する場所に鍵をかける設備があること、ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けてあること

(3) 毒物劇物の表示

毒物劇物を貯蔵または収納する容器等は、以下のように表示する。

- ア. 貯蔵または収納するための容器および被包
 - (a) 毒物劇物の名称
 - (b) 毒物にあっては「医薬用外毒物」(赤地に白文字)
 - (c) 劇物にあっては「医薬用外劇物」(白地に赤文字)
- イ. 販売または授与のための容器および被包
 - (a) 前号に定める文字
 - (b) 毒物劇物の成分およびその含有量

- (c) 製造業者名およびその所在地
- ウ. その他法令に定められた事項

3. 3 立ち入り制限

事業者は、製造所等には「関係者以外立ち入り禁止」の標識を掲示し、関係者以外は立ち入らせないようにしなければならない。

3. 4 盜難、流出および火災等の防止

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に毒物劇物の保管場所および保管庫等の維持管理に関する基準を作成し、遵守しなければならない。

ア. 毒物劇物取扱管理者は保管場所および保管庫の管理者を定め、当該場所に氏名を掲示する。

イ. 保管庫は堅固な構造とし、容易に持ち運びができないようにする。

ウ. 保管庫のある部屋は常に出入り口を施錠する。

エ. 保管庫は施錠する。

3. 5 飛散、流出防止

事業者は、毒物劇物による危害を防止するため、法令に従い毒物劇物の飛散や流出防止の措置を定め、実施しなければならない。

3. 6 除外設備

毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物を含有する粉塵、ガスまたは廃水の処理に必要な資機材を備えるとともに、毒物劇物が流出した場合に使用する保護具を備える。

3. 7 火気使用の制限

事業者は、毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物製造施設内に毒物劇物取扱管理者の許可なしに、火気を持ち込むことや、火気を使用させてはならない。また許可された場所以外で喫煙してはならない。

第4章 運転管理

4. 1 運転管理

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に設備の運転（運転開始、正常運転、運転停止、非常時の操作等）に関する必要事項を定めた運転基準を作成し、運転に携わる者へ教育し、周知徹底させなければならない。

- (1) 毒物劇物取扱責任者は毒物劇物製造所等について適正な運転管理基準を定め、運転に従事する者に徹底しなければならない。
- (2) 基準は以下の内容を含んでいること
 - ア. 毒物劇物製造所等の運転および操作基準
 - イ. 点検基準
 - ウ. 工事に関する安全措置基準
 - エ. 緊急時の措置に関する基準
 - オ. その他、安全に関する必要な事項
- (3) 毒物劇物の製造に関する作業手順は以下の事項を織り込み、作業毎に制定し、運転に携わる者に教育し、周知徹底しなければならない。
 - ア. 人体に対する影響と着用保護具
 - イ. 救急措置
 - ウ. 緊急時の措置
- (4) 毒物劇物取扱管理者は、運転に携わる者に対し作業の状況により適切な保護具を着用させなければならない。

4. 2 毒物劇物製造所等の点検、検査

事業者は、毒物劇物製造所等の設備および機器類を適性に維持管理するために点検および検査をさせなければならない。

- (1) 設備および機器類を適性に維持管理するための点検および検査は以下に掲げる。
 - ア. 日常点検：稼働中に行う点検
 - イ. 定期点検：定期的に周期を決めて行う点検、装置を停止して行う場合もある。
 - ウ. 法令点検：法に基づいて行う点検および検査
- (2) 点検の結果、異常が発見された場合は速やかに毒物劇物取扱責任者へ報告する
- (3) 毒物劇物取扱責任者は、速やかに補修その他の適切な改善措置を講じる。
- (4) 毒物劇物製造所等の点検結果およびその措置状況を記録し、毒物劇物取扱管理者の確認を経て毒物劇物取扱責任者に報告の後、保管する。

4. 3 製造設備等の管理

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に毒物劇物製造所等の設備および機器

類を適性に維持管理させなければならない。

- (1) 製造施設の機器類は正常に機能するよう維持管理する。
- (2) 製造所等は5S(Seiri、Seiton、Seisou、Seiketu、Sitsuke)の確保に努め、不要なものは置かないこと
- (3) 毒物劇物が飛散または漏洩しないようにすること
- (4) 毒物劇物の盗難または紛失を防止するため、貯蔵数量の点検確認を行うこと
- (5) 毒物劇物を収納する容器には、飲食物の容器として使用されるものは使用しないこと
- (6) 貯蔵の周囲に防液堤がある場合、雨水の水抜き弁は常に閉止しておくとともに、当該防液堤に雨水が滞留している場合は、その水質に異常がないことを確認してから排水すること

4. 4 廃棄基準

事業者は、毒物劇物を安全に処理するため、廃棄の基準を作成し、毒物劇物を取り扱う者に教育し、周知させなければならない。廃棄する場合には流出漏洩等により、環境を悪化させることが無いようにしなければならない。

毒物劇物およびそれを収納した容器または被包を廃棄する場合は以下のように行う。

- (1) 毒物劇物取扱管理者は毒物劇物の廃棄に際しては、予め廃棄計画を立案し、その作業責任者を定めること
- (2) 作業責任者は当該廃棄に対して十分な知識と経験を有する者を選任すること
- (3) 作業計画は周囲の環境に配慮し、法令および環境汚染がないよう環境関係法令を遵守すること
- (4) 業者に処理を委託する場合は、廃棄物処理法で定められた資格を有する業者に委託しなければならない。

第5章 物流

5. 1. 運搬

事業者は、毒物劇物の運搬に関する危害を防止するため、車両による運搬に際しては、毒物劇物の運搬に携わる者に対して、次の事項を確認して従事させなければならない。

- (1) 容器または被包の使用
 - ア. 容器または被包に収納され、密閉されていること

イ. 1回に運搬する毒物劇物の量が1トンを越える場合、容器または披包の外部に、
その毒物劇物の名称、成分の表示がなされていること

(2) 積載の方法

- ア. 容器または披包は落下、転倒、破損しないよう積載すること
 - イ. 容器または披包は積載車両の長さおよび幅を越えないこと
- (3) 運搬の方法
- ア. 交替して運転する者または助手を確保していること
 - イ. 車両に「毒」の標示板を掲げること
 - ウ. 事故時の応急措置等を記載した「緊急時の措置要領（イエローカード）」を運転する者に交付すること

第6章 事故発生時等の措置

6. 1 関係機関への届出

事業所は、次の事故が発生した場合、その状況を速やかに消防署、保健所および警察署に届出なければならない。

- (1) 毒物劇物の飛散、流出または地下にしみ込み等保健衛生上の危害が生じた時
- (2) 毒物劇物の盗難または紛失時
- (3) 引火、火災、爆発、毒物劇物の可燃物の漏洩や流出等により環境に重大な影響を及ぼすおそれなどが生じた場合

6. 2 事故発生時の連絡等

事業所は、事故や危害の発生などの異常な事象（以下「異常」という）が発生した場合の措置について基準を作成し、関係者に徹底させなければならない。

- (1) 事業所内における異常な事態が生じた場合は、この基準に従い措置する。
- (2) 構外（車両による運搬中等）における事故の場合は、直ちに消防署、保健所および警察署ならびに荷送人に連絡し、その指示を受けるとともに、次の措置を講じる。具体的な措置は毒物劇物の種類ごとに作成された「緊急時の措置要領（イエローカード）」による。
 - ア. 漏えい時および及出火時の措置
毒物劇物による化学物質としての毒性または有害性を認識し、当該物質の燃焼性、反応性等を考慮し、「緊急時の措置要領（イエローカード）」に基づき適切な措置

を講じる。

イ. 保護具

自動空気呼吸器、ゴム手袋、長靴、保護衣等の保護具は、当該毒物劇物の特性に応じ、適切なものを使用する

第7章 教育訓練

7. 1 教育訓練

事業者は、毒物劇物の危害を防止するため、自主的に「年間教育研修計画」を策定し毒物劇物を取り扱う者に対して教育訓練を行う。

毒物劇物取扱管理者は、毒物劇物を取り扱う者の教育訓練の修得状況を把握するため、毒物劇物の取扱う者の修得レベルを定め、個人毎に定期的に評価する。修得レベルに達しないと判断される場合は、再度教育を実施し、一定レベル以上の修得状況を保つようしなければならない。

- (1) 関係法令および社内規定
- (2) 毒物劇物の危険性およびその取扱方法
- (3) 毒物劇物の廃棄の方法
- (4) 事故発生時の想定訓練
- (5) 事故発生の原因とその対策
- (6) その他保健衛生上必要な事項

第8章 文書化と記録および保管

8. 1 文書化

事業者は、法令で定めてある事項および毒物劇物の危害防止のため自主的に作成した危害防止に関する基準等を文書化し、毒物劇物を取り扱う者に継承しなければならない。また、文書化する手順を定めるとともに、文書は最新版に基づき管理しなければならない。

8. 2 記録および保管

事業者は、法令で決められた事項や、自主的に定めた毒物劇物の危害防止活動を円滑に推進し、実効あるものとするため、活動実施および運用に関し、必要な事項を定め、

記録するとともに、当該記録を保管するものとする。特に毒物劇物に関する知識や取り扱い方法、異常時の措置に関しての対応に関する事項は、毒物劇物の取り扱う者に対する徹底することは重要である。

これらの規定類の整備、修得状況、および異常時の対応と改善に関しては、確実にフォロー出来るように整備し、その実施状況等を記録し保管しなければならない。

第9章 監査

9. 1 監査計画の立案と実施

事業者は、毒物劇物の危害防止のため自主的に定めた定期的な監査計画を作成し、監査を実施する手順等を定めるとともに、この手順に基づき、事業者を含めた監査を実施し、監査の結果、不適合と認めるときは、その是正事項をPDCAサイクルの管理システムに反映させ、管理レベルの向上を図らなければならない。

9. 2 監査結果の報告

事業者は、経営者に監査結果を報告するとともに、経営者は見直し等を指示しなければならない。

付則

1. 承認者

この規定の制定・改定・廃止は〇〇社長（または事業者）の承認によって行う。

2. 責任者

この規定の内容および制定・改定・廃止手続きについては〇〇（規定の改廃の担当部署の責任者）がその責任を負う。

3. 実施日

この規定の実施日は、改定経歴表に記載された日とする。

○毒物劇物危害防止規定について

(昭和 50 年 11 月 6 日)

(薬安第 80 号・薬監第 134 号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知)

毒物劇物営業者等の作成する毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)については、昭和 50 年 7 月 31 日薬発第 668 号「毒物劇物取扱責任者の業務について」をもつて通知したところであるが、その作成にあたつては、左記の点に御留意のうえ、遺憾のないよう指導方お願いする。

記

1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつて毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。

2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。

なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であつても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、左記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項